

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 崎山 晃
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の学校の対応について（通知）

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和 5 年 4 月 28 日付け教保第 171 号沖縄県教育委員会教育長より「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」がありました。

つきましては、本市小・中学校における感染対策を下記のとおりとしますで、ご理解とご協力をお願いします。

また、令和 5 年 3 月 23 日付け石教教第 903 号「新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」を廃止とします。今後は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を参考に取り組みをお願いいたします。

なお、今後の状況により、必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について
 - 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後においても、
 - ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握（毎日の体温チェックや学校への提出は不要）
 - ・適切な換気の確保
 - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要である一方、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。また学校給食の場面においては「黙食」は必要ありません。
 - 地域や学校において感染が流行している場合などは、活動場面に応じて、
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的な距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられます。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について
 - 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に遅れが生じることがないように、必要な配慮を行います。
 - 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後 5 日間を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とします。
 - 濃厚接触者の取り扱いについて
 - ・同居家族等が感染した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこととする。
- 3 部活動について
 - 児童生徒の健康・安全の確保のため、児童生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認することとする。
 - 活動時間や休養日について、「石垣市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針改訂版（令和 2 年 5 月）」に準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。